

岐阜県公報

号外(五) 令和五年四月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

三

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

九

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三項事務所長の部三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

- 1 法第十三条第一項及び法第十七条の三第一項の規定により職員等に立入調査をさせること。
- 2 法第十三条第二項及び法第十七条の三第二項の規定により職員に特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させること。
- 3 法第十三条第三項(法第十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により調査等をさせる旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。
- 4 法第十七条の二第一項の規定により特定外来生物の防除を行うこと。

別表第三保健所長の部一の項中「施行令」「を」令「に、」施行規則「を」省令「に改め、」関する事務「の下に」(第二十二号から第二十八号まで、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務にあつては、申請する医療法人の主たる事務所が岐阜市にある場合

を除く。)を加え、同項第三十号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第二十九号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十八号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十七号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十六号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十五号を第二十七号とし、第二十一号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「申請する医療法人の主たる事務所が岐阜市にある場合を除く。次号から第二十六号まで、第二十九号及び第三十号において同じ。」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

15 法第二十四条の二第一項の規定により診療所又は助産所の開設者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。

16 法第二十四条の二第二項の規定により診療所又は助産所の業務の停止を命ずること。

別表第三保健所長の部に次のように加える。

<p>四十一 岐阜県厚生環境 関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県 条例第十九号。以下「 の項中「条例」といふ。 の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第四条の規定により手数料(条例別表第二十三 十四の表七の項に規定するものに限る。)を免除す ること。</p>
--	---

別表第三農林事務所長の部二十九の項中「法第十三条の二第一項の規定により知事が処理することとされているもの」を削り、「において」を「中」に改め、「」に限る。」を削り、同項第六号中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第七項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

8 法第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する法第十二条第六項の規定により指定市町村の長に協議すること。

9 法第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する法第十二条第十三項の規定により農業委員会の意見を聴くこと。

別表第三農林事務所長の部二十九の項第四号中「の規定により農林水産大臣に」を「に規定する農林水産大臣への」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「規定

による」を「規定により」に改め、「こと」の下に「法第十三条の二第一項の規定により知事が処理することとされているものに限る。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「こと」の下に「法第十三条の二第一項の規定により知事が処理することとされているものに限る。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「こと」の下に「法第十三条の二第一項の規定により知事が処理することとされているものに限る。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

2 法第十二条第六項(法第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による協議を受けること。

3 法第十二条第十項(法第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により同意すること。

別表第三病害虫防除所長の部に次のように加える。

<p>三 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号。以下この項中「法」といふ。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十四条の四第一項の規定により職員に農作物の栽培地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させること。</p>
---	---

別表第三土木事務所長の部四の項中「制限令」を「令」に、「徴収条例」を「条例」に、「施行細則」を「規則」に改め、同項第一号中「許可申請等」の下に「兼用工作物管理協定の締結を含む。」を加え、同項第六十六号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第六十七号とし、同項第六十五号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第六十四号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項第六十三号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第六十二号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第六十三号とし、同項第六十一号中「徴収条例」を「条例」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第六十号中「徴収条例」を「条例」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項第五十九号中「制限令」を「令」に改め、同号を同項第六十号とし、同項第五十八号中「制限令」を「令」に改め、同号を同項第五十九号とし、同項第五十七号中「制限令」を「令」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第五十六号中「制限令」を「令」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十五号を第五十六号とし、第二号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第二十一条の規定により他の工作物の管理者に道路に関する工事を施行させ、

又は道路の維持をさせること。
 別表第三土木事務所長の部五の三の項中「施行令」を「令」に改め、同項第一号中「指定する区間が二以上の土木事務所所の所管区域にわたる場合を除く。」を削り、同項第六号中「施行令」を「令」に改め、同表流域浄水事務所長の部五の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項中「地方自治法第九十六条第一項第九号に規定する負担付きの寄附又は贈与を受けることを除く。」を削り、「一、〇〇〇万円以上七、〇〇〇万円未満」を「千円以上七千円未満の無償譲受（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第九号の負担付きの寄附又は贈与（以下この項において「負担付き寄附等」という。）を除く。）」に、「一、〇〇〇万円未満」を「千円未満の無償譲受（負担付き寄附等を除く。）」に改め、同表二の項中「までの」を「までに掲げる」に改め、「（交換及び無償又は減額譲渡の場合を除く。）」を削り、「一、〇〇〇万円以上七、〇〇〇万円未満」を「千円以上七千円未満の取得及び処分（交換、無償譲渡及び減

額譲渡を除く。）」に、「一、〇〇〇万円未満」を「千円未満の取得及び処分（交換、無償譲渡及び減額譲渡を除く。）」に改める。
 別表第二一の項中「昭和二十二年法律第六十七号。」を削り、同表二十七の項を次のように改める。

二十七 個人情報
 の保護に関する
 法律（平成十五
 年法律第五十七
 号。以下この項
 中「法」という。）
 及び岐阜県個人
 情報の保護に関
 する法律施行条
 例（令和四年条
 例第四十一号。
 以下この項中
 「条例」という。）
 の施行事務（別
 表第三法務・情
 報公開課の表三
 の項に掲げる事
 務を除く。）

1 法第六十八条
 第一項の規定に
 よる個人情報保
 護委員会への報
 告及び同条第二
 項の規定による
 本人に対する通
 知
 2 法第八十二条
 の規定による保
 有個人情報の開
 示請求に対する
 決定及び通知、
 条例第三条第二
 項の規定による
 開示決定等の期
 間の延長及び通
 知並びに条例第
 四条の規定によ
 る通知
 3 法第九十三条
 の規定による保
 有個人情報の訂
 正請求に対する
 決定及び通知、
 法第九十四条第
 二項の規定によ
 る訂正決定等の
 期間の延長及び
 通知並びに法第
 九十五条の規定
 による通知
 4 法第一百一条の
 規定による保有

1 部長専決事項
 を除く法の施行
 に関する事務

1 部長専決事項
 を除く法の施行
 に関する事務

<p>個人情報の利用 停止請求に対す る決定及び通知 法第百一条第二 項の規定による 利用停止決定等 の期間の延長及 び通知並びに法 第百三条の規定 による通知</p>	<p>別表第三人事課の表一の項中「法」という。の下に「岐阜県職員」の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第十九号。以下この項中「定年条例」という。）を加え、「条例」という。及び「を「外国条例」という。に、「規則」を「任用規則」という。）、岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則（昭和六十年人事委員会規則第四号。以下この項中「定年規則」という。）及び岐阜県職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和五年人事委員会規則第五号。以下この項中「暫定再任用規則」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「規則」を「任用規則」に改め、同欄第三号中「条例」を「外国条例」に改め、同項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。</p> <p>1 知事決裁事項である任用規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員の任免等並びに部長専決事項を除く職員の任免等</p> <p>別表第三人事課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「条例」を「外国条例」に改め、同欄第三号中「規則」を「定年条例、任用規則、定年規則及び暫定再任用規則」に改め、「事務」の下に「（第一号に係る事務を除く。）」を加え、同表八の項部長専決事項の欄第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表十二の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。</p> <p>3 岐阜県職員定数条例第三条の規定による定数（期間を定めて置く定数に限る。）の配分</p> <p>別表第三法務・情報公開課の表三の項を次のように改める。</p> <p>三 個人情報の保護に関する法律（以下この項中「法」という。）</p> <p>1 条例第七条の規定による審査会への諮問</p> <p>1 法第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成及</p>
<p>及び岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p> <p>び公表 2 法第百一条の規定による提案の募集 3 法第百十二条第二項（法第百十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による提案の受理 4 法第百六十五条第一項に規定する個人情報保護委員会への報告</p>	<p>別表第三環境生活政策課の表中十の項を十一の項とし、四の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。</p> <p>四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下この項中「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務</p> <p>1 法第十一条第三項に規定する主務大臣等への同意 2 法第十三条第五項（法第十七条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知内容の揭示及び公報への掲載 3 法第十七条の二第二項の規定による防除の対象となる特定外来生物の種類等の決定、公示及</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>

<p>七 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十</p>		<p>1 法附則第五条第二項の規定による特定地域医療提供機関の指定 2 法附則第六条において読み替えて準用する法</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>別表第三医療整備課の表五の項部長専決事項の欄第十三号中「停止命令」の下に「病院に係るものに限る。」を加える。 別表第三医療福祉連携推進課の表中十八の項を十九の項とし、七の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。</p>			<p>4 通知 法第十七条の二第五項において読み替えて準用する法第十六条の規定による原因者負担の決定 5 法第十七条の三第三項において読み替えて準用する法第十四条第三項の規定による補償金額の決定及び通知 6 法第十七条の四第二項の規定による意見の具申 7 法第十八条第二項の規定による意見の具申 8 省令第十九条の規定による意見聴取</p>	
<p>一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十</p>	<p>八号。以下この</p>	<p>1 法第十五条第二項の規定による経営革新計画の承認の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>	<p>別表第三子育て支援課の表一の項部長専決事項の欄中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。 9 法第五十九条第九項の規定による事業の停止等の命令の公表 別表第三子育て支援課の表一の項部長専決事項の欄中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。 2 法第十八条の二十の二第一項の規定による特定登録取消者の保育士の登録 別表第三子ども家庭課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「部長専決事項」を「知事決裁事項である法第十二条第二項の規定による児童相談所の管轄区域の設定及び部長専決事項」に改める。 別表第三商業・金融課の表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項を削る。 別表第三産業技術課の表中「産業技術課」を「産業イノベーション推進課」に改め、同表中一の項を三の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	<p>九号。以下この項中「法」という。）の施行事務（医師の労働時間の短縮及び健康確保に係るものに限る。）</p>	<p>3 法附則第七条において読み替えて準用する法附則第五条第二項の規定による技能向上集中研修機関の指定 4 法附則第八条において読み替えて準用する法附則第五条第二項の規定による特定高度技能研修機関の指定</p>		

<p>一 旅行業法(以下この項中「法」という。)の施</p>	<p>事務の種類</p>	<p>二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号。以下この項中「法」という。)及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>	<p>項中「法」という。)及び中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>
	<p>副知事専決事項</p>		
	<p>部長専決事項</p>		
<p>1 法第十二条の二第一項の規定による旅行業約</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>	

別表第三観光企画課の表から観光誘客推進課の表までを削る。
別表第三産業技術課の表の次に次のように加える。

観光国際政策課

<p>一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>事務の種類</p>	<p>行事務</p>
	<p>副知事専決事項</p>	<p>観光資源活用課</p>
<p>3 法第二十六条の規定による全国通訳案内士の登録の消除</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>1 法第十八条の全国通訳案内士の登録</p> <p>2 法第二十五条の規定による全国通訳案内士の登録の取消し等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>2 法第六十二条第一項の規定による登録を抹消された者に関する事項の通知</p>

観光誘客推進課

<p>一 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例(令和元年条例第二十四号。以下この項中「条例」という。)</p> <p>及び岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則(令和二年規則第九十四号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>事務の種類</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 条例第五条の岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会への諮問</p> <p>2 条例第六条第二項の規定による岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会の委員の任命</p>
<p>1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>		

<p>二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）以下この項中「法」といつ）の施行事務</p>			<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）以下この項中「法」といつ）の施行事務</p>		<p>1 法第十六条第一項の規定による基本計画の作成及び農林水産大臣との協議</p> <p>2 法第十七条第一項の規定による基本計画の変更及び農林水産大臣との協議</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務（基本計画に係るものに限る。）</p>
<p>別表第三農産園芸課の表三の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。</p> <p>1 法第二十二條の三第一項に規定する総合防除計画の策定及び変更</p> <p>2 法第二十四條の三第一項の規定による勧告</p> <p>3 法第二十四條の三第二項の規定による措置命令</p> <p>別表第三農産園芸課の表三の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法」に改め、同表に次のように加える。</p>		<p>1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定</p>	
<p>十四 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項中「法」といつ）</p>		<p>1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定</p>	
<p>2 法第十九条第六項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議</p> <p>3 法第二十条第三項の規定による認定の取消し</p> <p>4 法第二十一条第五項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定</p> <p>5 法第二十一条第六項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議</p> <p>6 法第二十一条第十二項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議</p> <p>7 法第二十二條第三項の規定による認定の取消し</p> <p>8 法第三十二条</p>			

別表第三農政課の表四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

う。）の施行事務

<p>別表第三農村振興課の表に次のように加える。</p> <p>十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>1 法第三十九条第五項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意</p> <p>1 法第三十九条第六項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の聴取</p> <p>1 法第三十九条第五項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意</p> <p>1 法第三十九条第六項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の聴取</p>	<p>別表第三農村振興課の表に次のように加える。</p> <p>1 法第三十九条第五項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意</p> <p>1 法第三十九条第六項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の聴取</p> <p>1 法第三十九条第五項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意</p> <p>1 法第三十九条第六項（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の聴取</p>	<p>別表第三里川振興課の表中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。</p> <p>六 特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号、以下この項中「法」という。）及び特定水産動物等の国内流通の適正</p> <p>1 法第七條第一項及び第二項の規定による勸告</p> <p>2 法第七條第三項の規定による命令</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>第一項（法第三十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定の認可</p> <p>9 法第三十六條第一項の規定による協定の廃止の認可</p> <p>10 法第三十七條第一項の規定による認可の取消し</p> <p>化等に関する法律第十三條第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号、以下この項中「令」という。）の施行事務</p> <p>別表第三都市政策課の表五の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。</p> <p>8 法第五十九條第一項に規定する都市計画事業の認可</p> <p>9 法第六十三條第一項に規定する事業計画の変更の認可</p> <p>別表第三教職員課の表中「教職員課」を「義務教育課」に改める。</p> <p>別表第四各現地機関及び各現地機関に置かれる事務所の部五の項を次のように改める。</p> <p>1 現地機関の長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務（法第一百四十四條（法第一百八條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による提案の審査等に係るものを除く。）</p>
<p>化等に関する法律第十三條第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号、以下この項中「令」という。）の施行事務</p> <p>別表第三都市政策課の表五の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。</p> <p>8 法第五十九條第一項に規定する都市計画事業の認可</p> <p>9 法第六十三條第一項に規定する事業計画の変更の認可</p> <p>別表第三教職員課の表中「教職員課」を「義務教育課」に改める。</p> <p>別表第四各現地機関及び各現地機関に置かれる事務所の部五の項を次のように改める。</p> <p>1 現地機関の長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務（法第一百四十四條（法第一百八條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による提案の審査等に係るものを除く。）</p>	<p>五 個人情報の保護に関する法律（以下この項中「法」という。）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務（総務部法務・情報公開課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>1 法第六十八條第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人に対する通知</p> <p>2 法第八十二條の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定及び通知、条例第三條第二項の規定による開示決定等の期間の延長及び通知並びに条例第四條の規定による通知</p> <p>3 法第九十三條の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定及び通知、法第九十四條第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び通知並びに法第九十五條の規定による通知</p> <p>4 法第一百條の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定及び通知、法第一百零二條第二項の規定による利用</p>	<p>1 法第六十八條第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人に対する通知</p> <p>2 法第八十二條の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定及び通知、条例第三條第二項の規定による開示決定等の期間の延長及び通知並びに条例第四條の規定による通知</p> <p>3 法第九十三條の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定及び通知、法第九十四條第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び通知並びに法第九十五條の規定による通知</p> <p>4 法第一百條の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定及び通知、法第一百零二條第二項の規定による利用</p>	<p>1 現地機関の長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務（法第一百四十四條（法第一百八條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による提案の審査等に係るものを除く。）</p>

停止決定等の期間の延長及び
通知並びに法第百三条の規定
による通知

附則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二「県事務所の表三十八の項の次に次のように加える。

<p>三十八の二 特定外来生 物による生 態系に係 る被害の防 止に関する 法律（平成 一六年法律 第七八号。 以下この項 中「法」と いう。）の 施行事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	
--	---------------------	--

別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項中」昭和三十三年法律第二〇

五号」の下に。以下この項中「法」という。を、「昭和三十三年政令第三二六号」の下に。以下この項中「令」という。を、「昭和三十三年省令第五〇号」を「昭和三十三年厚生省令第五〇号。以下この項中「省令」という。」に改め、同表所長決裁事項の欄第二十号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同欄第二十二号とし、同欄第十九号を第二十一号とし、第十一号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

令

11 法第二十四条の二第二項の規定による診療所又は助産所の開設者に対する措置命令

12 法第二十四条の二第二項の規定による診療所又は助産所の業務の停止命令
別表第二「保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄第七号から第十一号までの規定中「施行令」を「令」に改め、同表に次のように加える。

<p>四十五 岐阜 県厚生環境 関係手数料 徴収条例 （平成二一 年条例第一 九号。以下 この項中 「条例」と いう。）の 施行事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	
--	----------------------	--

別表第二子とも相談センターの表一の項中「施行令」を「令」に、「施行規則」を「省令」に、「施行細則」を「規則」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同欄第四十二号中「施行令」を「令」に改め、同欄第四十三号中「施行規則」を「省令」に改め、同欄第四十四号中「施行細則」を「規則」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「施行令」を「令」に改め、同欄第四号中「施行細則」を「規則」に改める。

別表第二「農林事務所の表二十九の項所長決裁事項の欄第五号中」第十三条の二第四項「を」第十三条の二第七項「に改め、同号を同欄第八号とし、同欄中第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する法第十二条第六項の規定

による指定市町村の長への協議

7 法第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する法第十二条第十三項の規定による農業委員会への意見の聴取

別表第二農林事務所の表二十九の項所長決裁事項の欄中第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十二条第十項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による同意

別表第二病虫害防除所の表一の項中「昭和二五年法律第一五一号」の下に「以下の項中「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「指導等」の下に「侵入調査事業事務」を加える。

別表第二流域浄水事務所の表十二の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「において」を「中」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社